

宇治市告示第90号

議決予算の公表について

令和3年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年7月16日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度宇治市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,396千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,327,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
17.府 支 出 金		5,394,560	9,809	5,404,369
	2.府 補 助 金	1,334,734	9,809	1,344,543
20.繰 入 金		903,446	7,387	910,833
	2.基 金 繰 入 金	888,909	7,387	896,296
21.繰 越 金		0	400	400
	1.繰 越 金	0	400	400
23.市 債		4,433,800	12,800	4,446,600
	1.市 債	4,433,800	12,800	4,446,600
歳 入 合 計		65,297,300	30,396	65,327,696

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2.総 務 費		7,297,569	13,200	7,310,769
	1.総 務 管 理 費	5,896,497	13,200	5,909,697
6.農 林 水 産 業 費		285,169	2,076	287,245
	2.林 業 費	72,930	2,076	75,006
10.教 育 費		4,386,023	15,120	4,401,143
	2.小 学 校 費	1,361,164	15,120	1,376,284
歳 出 合 計		65,297,300	30,396	65,327,696

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
文化会館指定管理事業	自 令和 3年度 至 令和 8年度	594,000
J R宇治駅前自動車駐車場・近鉄大久保駅前自動車駐車場指定管理事業	自 令和 3年度 至 令和 8年度	26,000
巨椋ふれあい運動ひろば指定管理事業	自 令和 3年度 至 令和 8年度	1,000
黄檗公園・東山公園・西宇治公園指定管理事業	自 令和 3年度 至 令和 8年度	270,000
植物公園指定管理事業	自 令和 3年度 至 令和 8年度	884,000
総合野外活動センター指定管理事業	自 令和 3年度 至 令和 8年度	548,000

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
自転車等駐車場整備事業債	4,100	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	16,900	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による

令和3年度宇治市介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）

令和3年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,383,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
8.繰越金		0	218,182	218,182
	1.繰越金	0	218,182	218,182
歳入合計		16,165,000	218,182	16,383,182

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
7.諸支出金		0	218,182	218,182
	1.償還金及び還付加算金	0	218,182	218,182
歳出合計		16,165,000	218,182	16,383,182

公 告

宇治市公告第33号

情報公開制度の実施状況の公表について

宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第30条の規定により、令和2年度における制度の実施状況を次のとおり公表します。

令和3年7月16日

宇治市長 松村 淳子

令和2年度情報公開制度実施状況

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部公開	部分公開	非公開			
市長	122	77	39	3	うち不存在	119	3
市長（公営企業）	99	87	9	3		99	0
消防員会	3	0	2	0		2	1
教育委員会	14	10	4	0		14	0
選挙管理委員会	4	0	4	0		4	0
公平委員会	0	0	0	0		0	0
監査委員会	0	0	0	0		0	0
農業委員会	0	0	0	0		0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0		0	0
議会	0	0	0	0		0	0
合 計	242	174	58	6	4	238	4

2 審査請求の状況

単位：件

審査請求件数	処 理 の 状 況					計	取下げ
	却下	棄却	一部認容	認容	審理中		
0	0	0	0	0	0	0	0
(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)

(注) 表中下段の()書きの件数は、令和元年度以前からの係属分を外数

3 出資法人及び指定管理者への公開申出及び不服申出はありませんでした。

宇治市公告第34号

個人情報保護制度の運用状況の公表について

宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）第66条の規定により、令和2年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和3年7月16日

宇治市長 松村 淳子

令和2年度個人情報保護制度運用状況

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部開示	部分開示	不開示	うち不存在		
市長	18	3	8	7	18	0	
市長（公営企業）	0	0	0	0	0	0	
消防長	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	
議会	0	0	0	0	0	0	
合計	18	3	8	7	18	0	

※訂正の請求、利用停止の請求及び是正の申出並びに審査請求はありませんでした。

2 出資法人及び指定管理者への開示、訂正、利用停止及び是正の申出並びに不服申出はありませんでした。

宇治市公告第35号

審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表について

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、令和2年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和3年7月16日

宇治市長 松村 淳子

令和2年度審議会等の会議の公開制度運用状況

令和2年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は87ありました。

そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が53、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が33あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない33の審議会等及び実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100パーセントとなります。

令和2年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
87	56	33	23

公開欄は1回でも会議を公開した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2 会議の開催状況

開催回数	内訳			書面による開催回数
	公開	非公開	傍聴者数	
177回	63回	114回	162人	209回

非公開とした主な会議は、障害者介護給付費等支給認定審査会 26回、宇治市就学支援委員会 16回及び介護認定審査会 10回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。

対面等による会議の開催を中止し、書面による開催としたものが209回ありました。

3 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令情報）に該当	0
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	96
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	6
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	22
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	4
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	0
公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	3
その他（会議の公開に関する規定等の準備のため）	0

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は、重複して計上しています。